②　道路建設経費償却費

道路建設時に要した各高速道路会社の一般管理費の経費のうち、当該道路資産に配賦された部分で、道路資産の引受時に費用処理するものです。

③　道路建設金利償却費

道路建設時に要した各高速道路会社における土地及び償却資産に係る建設中の金利のうち、当該道路資産に配賦された部分で、土地及び償却資産（高速自動車国道に係る部分）について、道路資産の引受時に費用処理するものです。

9　金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

機構の金融商品は、負債である債券及び借入金（以下「債券等」といいます。）が大宗であり、日本道路公団等から承継した債券等並びに機構が借換えのために発行した債券等及び各高速道路会社から引き受けた債券等であります。

道路資産貸付料等未収入金は、協定に基づく各高速道路会社からの貸付料であり確実な収入と見込まれます。

債券等のうち、機構設立時に承継した債券等及び各高速道路会社から引き受けた債券等は、いずれも法律に基づいて保有しており、また、機構が借換えのために発行した債券等は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「機構法」といいます。）第22条により国土交通大臣の認可を受けております。また、債券等の返済の計画についても、機構法第24条により毎年度国土交通大臣の認可を受けております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

機構は、機構法第４条により債務を確実に返済することを目的としており、平成77年９月30日までに各高速道路会社が支払う道路資産貸付料収入をもって、債務を完済することとしております。

機構は、上記目的を確実に遂行するにあたり、債券等の償還・返済及び管理については、貸借対照表価額によっていることから、金融債務については貸借対照表計上額が重要な金額であると認識しております。

なお、金融商品の時価を一定の方法や前提により算出すると、次のとおりとなります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
①　現金預金	80,742	80,742	—
②　道路資産貸付料等未収入金	414,671	414,671	—
③　未収入金	2,767	2,767	—
④　長期貸付金	1,507	1,515	7
⑤　未払金	(81,993)	(81,993)	—
⑥　機構債	(27,199,484)	(29,712,864)	(2,513,379)
⑦　長期借入金	(1,138,220)	(1,155,130)	(16,909)
⑧　長期未払金	(477,546)	(514,022)	(36,476)

（注１）

・負債に計上されているものは、（　）で示しております。

・短期貸付金は、「④長期貸付金」に含めております。

・機構法第12条第１項第４号、第５号、第６号及び第７号に定める貸付金は、資産等により決済されるため「④長期貸付金」には含めておりません。

・１年以内償還予定機構債は、「⑥機構債」に含めております。

・１年以内返済予定長期借入金は、「⑦長期借入金」に含めております。

・未払金のうち東京湾横断道路の引継ぎに係る割賦元金2,137百万円は、「⑧長期未払金」に含めております。

（注２）　金融商品の時価の算定方法に関する事項

①　現金預金、②道路資産貸付料等未収入金、③未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④　長期貸付金

長期貸付金は無利子であり、時価については、将来のキャッシュ・フローを適切な市場利子率で割り引いて現在価値にする方法（割引現在価値法）により算出した値を採用しております。

⑤　未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥　機構債

機構債の時価については、日本証券業協会が公社債店頭売買の参考となる価格（売買参考統計値）を公表している機構債については、平成28年３月31日現在の当該価格を採用し、同協会が売買参考統計値を公表していない機構債については、当該債券から発生する将来のキャッシュ・フローを適切な市場利子率で割り引いて現在価値にする方法（割引現在価値法）により算出した値を採用しております。

⑦　長期借入金

長期借入金の時価については、当該借入れから発生する将来のキャッシュ・フローを適切な市場利子率で割り引いて現在価値にする方法（割引現在価値法）により算出した値を採用しております。

⑧　長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金から発生する将来のキャッシュ・フローを適切な市場利子率で割り引いて現在価値にする方法（割引現在価値法）により算出した値を採用しております。

10　賃貸等不動産関係

機構が保有する賃貸等不動産は、機構法に基づき各高速道路会社に貸し付けている全国の高速道路に係る土地、建物、構築物その他の道路資産であり、当該資産は、料金徴収期間の満了の日の翌日において、本来道路管理者である国又は地方公共団体へ無償で譲渡されるものであります。（道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第52条）

当該資産は、政策目的に基づき機構が保有しているものであり、その規模・性質等は民間企業にはみられないものであることから、市場価格の観察又は合理的な価額の算定は極めて困難であります。従いまして、当該資産の当期末の時価については表示しておりません。

なお、当該資産の貸借対照表計上額及び当期増減額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

貸借対照表計上額		
前期末残高	当期増減額	当期末残高
40,001,938	△　47,604	39,954,334

（注１）　貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注２）　当期増減額のうち、主な増加額は取得によるものであり、主な減少額は減価償却によるものであります。